



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

## 生活困窮者の自立と尊厳の確保、相互に支え合う 地域づくりをめざす「生活困窮者自立支援制度」

### 新しい支援のかたちで 制度の充実を！



#### ◆4月からスタートした支援制度とは

「生活困窮者自立支援制度」（厚生労働省資料、次頁を参照）という言葉聞いたことがありますか？ 今年の4月1日から全国でスタートした制度です。各自治体に新たな窓口を置いて生活困窮者への支援を行うわけですが、この制度は、2013年12月に成立した「生活困窮者自立支援法」（支援法という）に基づいています。

支援法では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しているように、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、「生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする」とあります。

この制度がめざす目標は、一つには「生活困窮者の自立と尊厳の確保」。そのためには、①本人の意欲や思いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。②本人の自己選択・自己決定を基本に、経済的自立、日常生活・社会生活の自立など本人の状態に応じた自立を支援する。③生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

二つには、「生活困窮者支援を通じて地域づくり」。そのためには、①生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する

場を広げていく（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく）。②生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ、主体的な参加に向かいことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

#### ◆新しい生活困窮者支援のかたち

このような理念を実現するには、支援のかたちが大いに影響します。

新しい支援のかたちとして、①包括的支援…生活困窮者の課題は多様で複合的。広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。②個別的対応…生活困窮者が抱えている課題についての適切な評価、分析を通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。③早期的支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題が深刻になる前に問題解決を図る。④継続的支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。⑤分権的・創造的支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する、といったものです。

#### ◆魂の入った制度にしていくために

「生活に困っている」「仕事が見つからない」「病気で働けない」「住むところがない、家賃が払えない」「社会に出るのがこわい」など、困っていることがあったら、各区の相談窓口へご相談ください。

とはいえ、4月スタートに向けて各自治体での

準備不足、市民への周知や相談窓口のあり方だけでなく、支援メニューや支援のノウハウがない自治体も多いと指摘されています。

認定NPO法人生活自立サポートセンター・もやいの調査結果（4月1日現在）によると、東京23区のうち回答のあった20区では、相談窓口の実施主体は42%が直営、52%が民間委託でした。委託先では約4割が社会福祉協議会、他には社会福祉法人、派遣会社など。所在地は、多くが生活保護の窓口がある福祉事務所や区役所内にありました。

事業については、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給が「必須事業」ですが、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業は「任意事業」です。

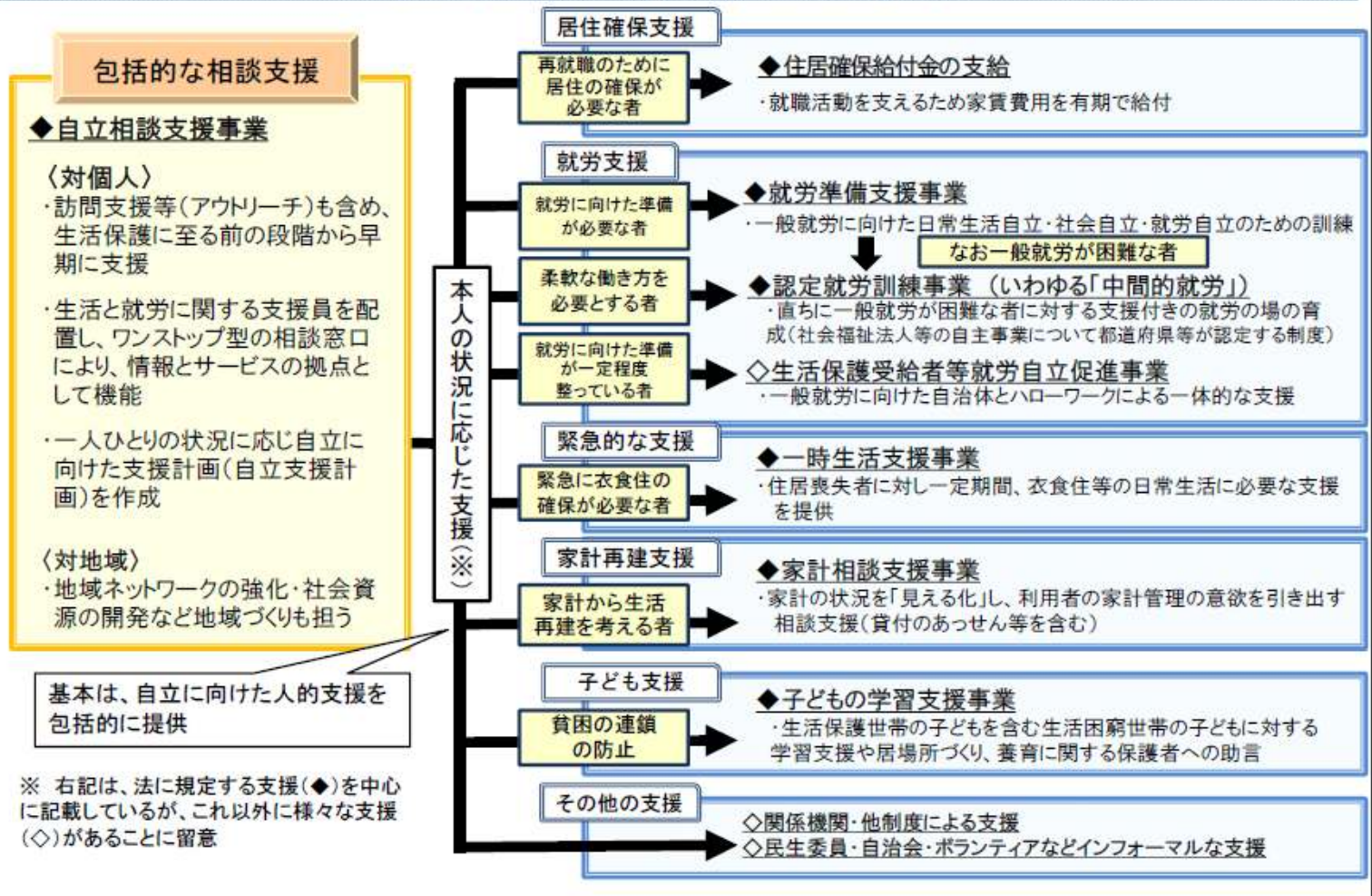
任意事業の実施状況に関しては、就労準備支援

事業は約7割、家計相談支援事業は58%、子どもの学習支援事業は72%の自治体でそれぞれ実施されています。自治体によっては、任意事業を行っていないところもあります。

また、区として生活困窮者の支援に関する方針、実施計画をたてているかどうかの質問に対しては、7割が「たてていない」という回答だったといえます。

さまざまな課題を抱えてスタートした制度ですが、使い勝手のいいものにしていくために、魂が入った、血の通った制度にしていくために、私たち市民が声を上げていくことです。なによりも困っている人たちが制度を利用しながら、さまざまな問題にぶつかったところで声を上げていきましょう。ぜひ、制度を利用している方々のご意見をお聞かせください。

## 新たな生活困窮者自立支援制度



出典：2014年度社会・援護局関係主管課長会議資料「生活困窮者自立支援法の施行について」（2015年3月9日）  
より抜粋（労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室作成）